

会員さんが受取った配分金及び会員業務委託料に対する所得税法の取扱いについて (令和7年分)

会員さんが受ける配分金及び会員業務委託料は、所得税法上「雑所得」とされ、センター等から受取った配分金及び会員業務委託料は、原則、翌年3月15日までに所得税の確定申告をする必要があります。

ただし、配分金及び会員業務委託料に対しては、租税特別措置法第27条より、**65万円**を上限として最低保障必要経費(家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例)が認められております。

なお、配分金及び会員業務委託料と給与所得がある場合は、給与所得控除額(**最低65万円**)。ただし、収入金額を限度となります。)が受けられますが、その場合、配分金及び会員業務委託料に係る上記の最低保障必要経費(**65万円**)は**65万円**から給与所得控除額を控除した残額が最低必要経費となります。

※この家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例を受けるには、所得税の確定申告書に所定の記載が必要となります。

詳しくは最寄りの税務署にお尋ねください。

また、公的年金を受給している場合は、配分金及び会員業務委託料とは別に公的年金等の控除が受けられます。

令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について

この改正は、原則として、令和7年分以後の所得税について適用されます。

(1) 令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直しが行われたため、「合計所得金額」に応じて、次のように基礎控除額の改正が行われました(令和7年分から適用されます。)

- ・合計所得金額が132万円以下⇒95万円
- ・合計所得金額が132万円超336万円以下⇒88万円(令和9年分以後は58万円)
- ・合計所得金額が336万円超489万円以下⇒68万円(令和9年分以後は58万円)
- ・合計所得金額が489万円超655万円以下⇒63万円(令和9年分以後は58万円)
- ・合計所得金額が655万円超2,350万円以下⇒58万円

(2) 給与所得控除の見直し

給与所得控除の見直しが行われたため、給与所得控除について、55万円の最低保障額が65万円に引き上げされました。このため、「家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例」について、必要経費に算入する金額の最低保障額が65万円(改正前:55万円)に引き上げられました(令和7年分から適用されます。)。

【計算例示】

例1 ある会員(66歳)の年間収入は次のとおりでした。

① 配分金	23万円
② 会員業務委託料	40万円
③ 給与	18万円 (シルバー派遣による賃金)
④ 公的年金等	130万円

【計算方法】

配分金、会員業務委託料及び給与に係る計算

・給与

$$\begin{array}{lll} \text{(給与)} & \text{(給与所得控除額)} & \text{(給与収入に対する所得金額)} \\ 180,000\text{円} & - 180,000\text{円} & = 0\text{円} \end{array} \quad (\text{A})$$

(1) 配分金及び会員業務委託料

$$\begin{array}{lll} \text{(配分金 + 会員業務委託料)} & \text{(配分金及び会員業務委託料に対する最低保障必要経費)} \\ (230,000\text{円} + 400,000\text{円}) & - (650,000\text{円} - 180,000\text{円}) \\ & \text{(配分金及び会員業務委託料に対する所得金額)} \\ = 160,000\text{円} & \end{array} \quad (\text{B})$$

(2) 公的年金等に係る計算

$$\begin{array}{lll} \text{(公的年金等)} & \text{(公的年金等の控除額)} & \text{(公的年金等に対する所得金額)} \\ 1,300,000\text{円} & - 1,100,000\text{円} & = 200,000\text{円} \end{array} \quad (\text{C})$$

(3) 所得控除及び所得税額

配分金及び会員業務委託料、給与、公的年金等に係る所得金額

$$(\text{A}) + (\text{B}) + (\text{C}) = 0\text{円} + 160,000\text{円} + 200,000\text{円} = 360,000\text{円} \quad (\text{合計所得金額})$$

(所得金額) (基礎控除) (課税所得金額)

$$360,000\text{円} - 950,000\text{円} = (\text{マイナスとなるので} 0\text{円})$$

合計所得金額が132万円以下となるので、基礎控除950,000円となります。

この会員の場合、家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例を適用するので課税所得金額がなく納税額が発生しません。なお、源泉徴収により予め所得税を天引きされて支給を受けた場合には、所得税が還付されます。

(注)平成23年分から年金所得者(年金収入400万円以下、かつ、他の所得20万円以下)の申告不要制度が設けられました。

公的年金等に係る確定申告不要制度

平成23年分以後は、その年において公的年金等に係る雑所得を有する居住者で、その年中の公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、その年分の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には確定申告の必要はありません。

(注1) この場合であっても、例えば、医療費控除による所得税の還付を受けるための確定申告をすることができます。

(注2) 公的年金等以外の所得金額が20万円以下で確定申告の必要がない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

(注3) 平成27年分以後は、源泉徴収の対象とされない下記※に該当する公的年金等を受給している方は、公的年金等に係る確定申告不要制度の適用はできません。

※ 外国の法令に基づく保険又は共済に関する制度で「国民年金法、厚生年金保険法、公務員等の共済組合法などの規定による年金」に掲げる法律の規定による社会保険又は共済制度に類するもの

(国税庁 タックスアンサー No.1600 より)

例2 ある会員(63歳)の年間収入は次のとおりでした。

- | | |
|-----------|-------|
| ① 配分金 | 23万円 |
| ② 会員業務委託料 | 77万円 |
| ③ 公的年金等 | 150万円 |

【計算方法】

(1) 配分金及び会員業務委託料に係る計算

(配分金 + 会員業務委託料) (配分金及び会員業務委託料に対する最低保障必要経費)

$$(230,000\text{円} + 770,000\text{円}) - 650,000\text{円}$$

(配分金及び会員業務委託料に対する所得金額)

$$= 350,000\text{円} \quad (\text{A})$$

(2) 公的年金等に係る計算

(公的年金等) (公的年金等の控除額) (公的年金収入に対する所得金額)

$$1,500,000\text{円} - (1,500,000\text{円} \times 0.25 + 275,000\text{円}) = 850,000\text{円} \quad (\text{B})$$

(3) 所得控除及び所得金額

配分金、会員業務委託料及び公的年金等に係る所得金額

$$(\text{A}) + (\text{B}) = 350,000\text{円} + 850,000\text{円} = 1,200,000\text{円} \quad (\text{合計所得金額})$$

(所得金額) (基礎控除) ※ (課税所得金額)

$$1,200,000\text{円} - 950,000\text{円} = 250,000\text{円}$$

合計所得金額が132万円以下となるので、基礎控除950,000円となります。

(4) 所得税額及び復興特別所得税額

(課税所得金額) (所得税率) (所得税額)

$$250,000\text{円} \times 5\% = 12,500\text{円} \quad (\text{C})$$

(所得税額) (復興特別所得税率) (復興特別所得税額)

$$12,500\text{円}(\text{C}) \times 2.1\% = 200\text{円}(\text{D}) \quad (\text{百円未満切捨て})$$

(所得税額) (復興特別所得税額) (納税額)

$$12,500\text{円}(\text{C}) + 200\text{円}(\text{D}) = 12,700\text{円}$$

この会員の場合、家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例を受けても課税所得金額が発生するため所得税及び復興特別所得税を12,700円納める必要があります。

例3 ある会員(66歳)の年間収入は次のとおりでした。

- ① 配分金 20万円
- ② 会員業務委託料 63万円(実際に要した経費 30万円)
- ③ 給与 60万円 (シルバー派遣による賃金)
- ④ 公的年金等 200万円

【計算方法】

配分金、会員業務委託料及び給与に係る計算

・給与

$$\begin{array}{rcl} \text{(給与)} & \text{(給与所得控除額)} & \text{(給与に対する所得金額)} \\ 600,000\text{円} & - 600,000\text{円} & = 0\text{円} \end{array}$$

所得金額調整控除額

公的年金等(下記(2))の所得金額(上限10万円)-100,000円+(給与所得金額<100,000円 → 0円)

したがって、(給与に対する所得金額) (所得金額調整控除額)

$$0\text{円} - 0\text{円} = 0\text{円(A)}$$

(1) 配分金及び会員業務委託料

$$\begin{array}{rcl} \text{(配分金)} & \text{(会員業務委託料)} & \text{(実際に要した経費)※ (配分金等に対する所得金額)} \\ 200,000\text{円} + 630,000\text{円} - 300,000\text{円} & = & 530,000\text{円} \end{array} \quad (\text{B})$$

※配分金及び会員業務委託料に対する最低保障必要経費は650,000円から給与所得控除額600,000円を差し引いた金額50,000円となり、実際に要した経費300,000円の方が多いので、実際に要した経費300,000円が配分金及び会員業務委託料の必要経費となります。

(2) 公的年金等に係る計算

$$\begin{array}{rcl} \text{(公的年金等)} & \text{(公的年金等の控除額)} & \text{(公的年金等に対する所得金額)} \\ 2,000,000\text{円} - 1,100,000\text{円} & = & 900,000\text{円} \end{array} \quad (\text{C})$$

(3) 所得控除及び所得税額

配分金、会員業務委託料、給与、公的年金等に係る所得金額

$$(A)+(B)+(C) = 0\text{円} + 530,000\text{円} + 900,000\text{円} = 1,430,000\text{円(合計所得金額)}$$

$$\begin{array}{rcl} \text{(所得金額)} & \text{(基礎控除)※} & \text{(課税所得金額)} \\ 1,430,000\text{円} - 880,000\text{円} & = & 550,000\text{円} \end{array} \quad (\text{D})$$

合計所得金額が132万円超336万円以下となるので、基礎控除880,000円となります。

(4) 所得税額及び復興特別所得税額

(課税所得金額) (所得税率) (所得税額)

$$550,000\text{円(D)} \times 5\% = 27,500\text{円(E)}$$

(所得税額) (復興特別所得税率) (復興特別所得税額)

$$27,500\text{円(F)} \times 2.1\% = 500\text{円(G)} \quad \text{(百円未満切捨て)}$$

(所得税額) (復興特別所得税額) (納税額)

$$27,500\text{円(G)} + 500\text{円(H)} = 28,000\text{円}$$

(なお、確定申告については最寄りの税務署にお尋ねください。)

個人情報保護法等と税務職員の質問検査権等との関係

個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」という。)等は、個人情報取扱事業者(センター等)及び国等の行政機関に対して、その保有する個人情報の利用及び提供について制限を課しているが、国税当局(税務職員)が行う「各税法に定める質問検査権の行使」及び「資料収集等の情報提供依頼」に対してその保有する個人情報を提供することは、個人情報の利用及び提供の制限を受けないとされています。(個人情報保護法第16条及び第23条)

《利用目的による制限において制限を受けないもの》

- ① 法令に基づく場合
- ② 人の生命、身体又は財産の保護に必要な場合
- ③ 公衆衛生・児童の健全育成に特に必要な場合
- ④ 国等に協力する必要がある場合

「① 法令に基づく場合」とは、「税務職員が行う質問検査権の行使への対応」及び「税務署長に対する支払調書等の提出」等である。

「④ 国等に協力する必要がある場合」とは、「税務職員が、適正・公平な課税の実現の観点から行う資料収集等」である。

ここでいう「税務職員が行う質問検査権への対応」とは実地調査・反面調査・法定監査等が含まれられる。(一般的にはセンター等に対する税務調査による場合)

また、「国等に協力する必要がある場合の資料収集等」は法定資料以外の資料を収集する場合に該当する。(センター等が保管している会員への配分金支払資料「配分金支払明細書」の提示が該当する)

個人情報保護法 抜粋

(利用目的による制限)

第十六条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(第三者提供の制限)

第二十三条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データ(要配慮個人情報を除く。以下この項において同じ。)について、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができます。

一 第三者への提供を利用目的とすること。

二 第三者に提供される個人データの項目

三 第三者への提供の方法

四 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。

五 本人の求めを受け付ける方法

3 個人情報取扱事業者は、前項第二号、第三号又は第五号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。

4 個人情報保護委員会は、第二項の規定による届出があったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該届出に係る事項を公表しなければならない。前項の規定による届出があったときも、同様とする。

5 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

一 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合

二 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合

三 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

6 個人情報取扱事業者は、前項第三号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならぬ。